

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令案
に関する意見募集の結果について

令和7年11月13日
こども家庭庁成育局保育政策課

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令案について、令和7年10月10日（金）から令和7年11月8日（土）まで御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	乳児等支援給付は、保護者及び乳児等支援給付認定子どもが日本国籍を保有する者に限って行うことが望ましいと思料します。したがって、子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定により同項に規定する認定を受けようとする支給対象小学校就学前子どもの保護者が市町村に提出すべき申請書に、保護者及び乳児等支援給付認定子どもの本籍を記載するように改正していただくのが良いと考えます。	乳児等のための支援給付の支給について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において国籍要件を設けていないところ、市町村に提出する申請書に保護者及び乳児等支援給付認定子どもの本籍を記載する必要はないと考えています。

その他2件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。